

書評と紹介

下山房雄・山本興治 編著
澤喜司郎・香川正俊

『現代の交通と交通労働』

評者：安部 誠治

本書は、北九州を拠点に、九州・山口の経済学、経営学、行政学、法学、医学などの研究者を学際的に結集して1993年5月に発足した「九州・交通と労働研究会」に参集した9名の研究者たちの手による共同論文集である。全体は、次の通り、9編の論文を3編ずつ3部に分類する形で構成されている（括弧内は執筆担当者、敬称略）。

第 部 社会と交通経済

第1章 自動車文明と生活文化（福留久大）

第2章 交通用役の特質と交通労働の価値（澤喜司郎）

第3章 第三セクター鉄道と過疎地域の再生（香川正俊）

第 部 交通産業と交通労働

第4章 初期イギリス鉄道労務管理と会計（村田直樹）

第5章 タクシー事業における労働と管理（塚本一郎）

第6章 鉄道業のリストラとILO（上村雄一）

第 部 国鉄・JRの労務管理

第7章 JR駅員労働の現状と展望（山本興治）

第8章 国鉄分割・民営化の過程における国労差別の不当労働行為とその救済法理について（石井将）

第9章 JRの懲罰処分的賞与・昇給管理（下山房雄）

* *

率直に言って、本書は、評者にとって極めて書評しにくい作品であった。というのも、「はしがき」にも「研究会メンバー各人がそれぞれ自由に主題を選んで執筆した論文を集成したもの」と書かれているように、本書は『現代の交通と交通労働』と題されてはいるが、この表題にふさわしい内容上の構成を伴っていない、つまり体系性を意識して編まれた、かつ論述された作品とはみなせないと思者には判断されたからである。

たとえば、「社会における交通経済の意味をそれぞれ歴史的、理論的、政策的に考察した」とされる第 部をみてみよう。ここでは、政策的部分の論文として第三セクター鉄道に関する論文が掲載されている。しかし、第三セクター鉄道問題の重要性を否定するつもりはないが、卑見によれば、交通政策論全体からみるとそれはマイナーな問題でしかない（マイナーな問題を対象としたとしても、そこから一般的問題へと発展させることは可能だが、当論文は第三セクター鉄道論の域を出ていない）。また、第 部をみてみると、第4章では、とても「現代」とはいえない19世紀の鉄道労務管理問題が扱わ

れたり、逆に交通産業において量的のみならず質的にも極めて重要なトラック産業(労使関係)の分析が欠落しているのである。

したがって、ここでは、書評のスタイルとして、本書の体系性や整合性などについては論評の対象外とし、個々の論文を個別にコメントするという方法をとることとする。その点で変則的な書評になってしまうことをあらかじめお断りしておきたい。また、評者の能力不足のために、論文によってコメントに精粗があることもご容赦いただきたい。

* *

それでは、第 部の諸章から順にみていこう。

まず第 1 章は、現代社会の構造的装置としての自動車に分析の焦点をあて、人類史的パースペクティブの中で、自動車文明克服の方向性を示唆せんとする論文である。筆者は、自動車文明の屹立、モータリゼーションの攻撃的作用によって、いまや人間の精神と生活環境、人間と自然の生活圏は危機に瀕しており、自動車事故による膨大な死傷者の発生、環境破壊の進行にもかかわらず、現代人はその異常性に対して無感覚状態に陥ってしまっていると指摘する。そして、自動車文明克服のために、一人ひとりの人間が「目的設定と意識的行動」(本書、24ページ)に立ち上がることが必要であると主張している。

自動車文明の原風景の一つとしてコンビニを挙げてみよう。わが国で24時間営業のコンビニが全国的に普及したのは、ここ10年のことである。コンビニの出現によって都市内のトラック走行量は増加し、昼夜を問わずコンビニの前には消費者たちのマイカーが横付けされることになった。コンビニは、評者には浪費型過剰消費

生活文化の極致のようにおもわれるが、それへの大衆の支持は絶大である。船舶は大型化すればするほど方向転換により大きなエネルギーを要するというが、現代人がマイカーを捨て去ることは、コンビニを捨て去ること以上に困難な課題であろう。それでもなお、我々は筆者のいうように自動車文明克服に向かって一步一步、試行を積み重ねていかなければならないであろう。

第 2 章は、交通用役、すなわち交通サービスの特質と交通労働に関する「マルクス交通経済学者」の従来的一般の見解を今日的視点から再検討しつつ、交通経済学の対象と方法論の見直しをも提起した意欲的な論文である。この場合、紹介・再検討の対象とされているのは主として伊勢田穆氏ならびに富永祐治氏の所説である。

伊勢田・富永両氏の所説に対する筆者のコメントの適否は読者の判断を待つとして、本章で注目しておきたいのは、筆者が交通経済学の方法論と研究対象について再検討すべきとの問題提起を行っている点である。すなわち、この点に関する筆者の立場は、次のように表現されている。「筆者にあっては交通経済学の認識対象を交通社会をなして経済生活を営んでいる現実の人間諸個人とし、交通用役の自己生産の領域(現在ではこれが圧倒的に多い)を含む交通用役の生産メカニズムの究明を課題とし、交通用役の生産者と消費者の関係(ここには自己生産における生産者=消費者という関係を含む)つまり総合的な交通市場における人間の社会的関係の分析を目的としている」(本書、47ページ)。

筆者がこのように主張するのは、我々を取り巻く交通現象の現実が、古典的な交通理論、そしてそれを引き継いだ公式的な交通理論が形成された当時と、大きく様変わりしているからに他ならない。つまり、マイカーの普及と、それへの圧倒的な依存という現実である。

評者も筆者の問題提起に賛意を表したいが、加えて交通現象は、交通経済学のみでは全体像の解明が困難であるという点を指摘しておきたい。交通現象の解明とシステム改革のためには、制度論を問題にする場合には法学、マネジメントを扱うには経営学、そして工学や人間工学、安全工学、環境科学など学際的アプローチが必要である（『交通安全論概論』という高著を著されている筆者にはこの点を同意していただけるであろう）。交通経済学という学問の限界を厳しく認識することが、その方法論見直しの前提となるのではなかろうか。

第3章では、高千穂鉄道を素材として、第三セクター鉄道の現状と課題が、過疎地域の再生とかかわらせつつ論じられている。著者らしい堅実かつ詳細な分析がなされており、高千穂鉄道を存続・発展させたいという筆者のおもいはよく理解できる。とはいえ、ここで提案されている公的補助の拡充にしても、観光旅客対策にしても、それらはこれまでの第三セクター鉄道研究のなかですでに提案済みの論点でしかない。また、こうした提案が一部実現されたとしても、おそらく第三セクター鉄道の衰退を止めることはできないと評者には思われる。

評者は、過疎地域に何らかの公共交通手段が必要であるとは思っているが、筆者と違ってそれが必ずしも鉄道である必要はないと考えている。利便性に富んだ何らかの公共交通手段が存在すれば、その形態は、地域の実情に応じてバスであっても、乗合タクシーであってもいっように構わないのではないだろうか。

それよりも問題なのは、地域によって交通問題の現れは多様であるにもかかわらず、現在の枠組みのもとでは、地方自治体が権限も財源も不十分なために、その地域に最適な地方交通体系を選択・編成できていないという点にある。評者は、わが国でも地方分権化がようやく動き

はじめたが、地域交通のプランニングは地方自治体に委ね、地方自治体がその地域に最適な地方交通体系を選択できるよう、実効ある地方分権を実現することこそが重要であると考えられる。つまり、第一段階としては、交通関連補助金を整理統合して、包括的な交付金を地方に与え、第二段階としては、地方分権を徹底して、地方の自主財源の拡充を図る（このことに関連して付言すれば、財源確保に関する筆者の提案＝過疎地再生「特別税」は、おそらく筆がはしたのであろうが暴論である）。一方、地方自治体は、これらの資金を基に、住民に最適な生活交通手段を提供するという方向である。もちろん、こうした改革には10年単位での期間が必要であろうが、こうした構造改革抜きには第三セクター鉄道の存続・発展も不可能とおもわれるのである。

* *

続いて第 部に移ろう。第4章は、鉄道発祥の地である19世紀のイギリスを対象に、初期鉄道会社の労務管理と鉄道会計の一側面を分析した論文である。

筆者も指摘しているように、イギリスの初期の鉄道会社は、その経営規模や資本金額、従業員数などの点で、当時の他産業の企業を凌駕する巨大企業であった。また、それは全国統一ダイヤに基づいて、換言すれば厳密な時間管理のもとに全国的規模で列車を運行させるという点で、マネジメントの側面でも当時の最先端企業であった。したがって、その労務管理も極めて近代的なものにならざるをえなかった。筆者は、限られた紙幅のなかで、職務規程違反の罰金額、社宅や子弟教育問題、事故準備金、基金会計の実態など興味深いトピックを手際よく紹介し、こうしたイギリス初期鉄道会社の一断面を描き

出すことに成功している。ただ、鉄道会計制度の歴史的スケッチとバランスシートの事例分析が加えられていたならば、筆者の主張はより説得力をもつものになったのではなからうか。

第5章では、規制緩和に伴うタクシー事業における労働と管理の変化が考察されている。

斯業の事業特性と規制緩和の動向を記述した第1節、ならびに斯業の労働と管理の特徴を記述した第2節は、これまで先行の研究者たちによって論じられてきたことを整理しなおしたものであり、筆者のオリジナリティが認められるのは第3節である。したがって、第3節を中心に論評しよう。

筆者は、現代日本の特徴を「市場化」の全面的展開過程ととらえた上で、規制緩和の進展はタクシー労働者に次のような変容をもたらすと予測する。すなわち、競争の激化によって、タクシー労働者はますます孤立し、市場での生存のために、自ら進んで労働条件の切り下げを進めるとともに、労働者意識を希薄化させていくとする。そして、このことは、労働組合の連帯の基盤を空洞化させかねないと指摘している。

以上の点については、評者も同様の見解にたっている。実は評者はかつて、筆者が紹介・引用している自交総連・規制緩和対策プロジェクトのメンバーの一人として、「新たな段階をむかえたタクシー規制緩和と今後の課題」(本書146ページ、注34を参照)の作成にたずさわった。その中で協同組合方式の提案・執筆を行ったのは評者であった。規制緩和の行く末に筆者と同様の問題意識ないし危惧を持ったからである。

なお、筆者もご承知のことと思うが、タクシー・サービスはドライバーの質に大きく依存している。ドライバーの労働条件の低下は、事故の増大など乗客サービスの低下を招きかねないのである。したがって、タクシー労働者の労働

条件改善の運動は、乗客の利益にもなる、換言すれば世論の支持を獲得できる条件を持っているのである。タクシー労働組合の今後の運動に光があるとすれば、それはこの点にあるのではなからうか。

最後に、筆者は「供給制限的な組合規制を行使していくことが必要である」(本書、143ページ)と指摘されるが、問題なのは、乗客サービスの維持という視点をも踏まえつつ、それをどのような内容で、いかに行使していくかであろう。この点についていえば、評者はロンドンで行われているように、「ドライバー資格」のハードルを高める方法が有効ではないかと考えているが、筆者はいかがであろうか。

第6章は、ILOの主催で1994年4月に開催された「鉄道業におけるリストラの経営ならびに人事に及ぼす重要性に関する三者会議」の討議内容を、主にILO資料によりながら、紹介したものである。1980年代後半から、国有鉄道事業の民営化、リストラクチュアリングが世界的に流行しはじめた。わが国の国鉄の分割・民営化はその嚆矢であったが、こうした中で開催されたのが、この三者会議であった。評者は、国鉄労働組合(国労)がこの会議に提出したカウンター・レポート(本書、170ページ、注4参照)の草稿を同組合の依頼により書き上げていたので、この会議の討議内容には大いに関心があり、ILOの関係資料は入手していたのだが、今日まで目を通す機会をつくれなかった。筆者のご努力で今回、その討議内容の概要を知ることができ大変参考になった。

ただ、「ないものねだり」であることを承知の上で敢えていえば、この会議で討議され、合意された内容がその後、各国の鉄道リストラの展開にいかなる影響を与えたか、という点への言及が欲しかったようにおもう。この点が明らかになれば、この会議の意義がより鮮明になる

と思われるからである。なお、この点に関して、評者がフォローしている西欧諸国に関していえば、この会議の成果はそれほど大きな影響を与えなかったと思われる。西欧諸国の鉄道政策をより大きく拘束しているのは鉄道上下分離の促進を打ち出したEC（現EU）・ダイレクティブ（指令）や新幹線計画などのEUの交通運輸政策であり、また、この会議以降も、鉄道労働者の大幅削減を含む鉄道リストラ（スクラップ・アンド・ビルド）が一層大規模に展開されているからである。

* *

最後に第 部の諸章をみておこう。

まず、第7章では、JR九州の労使関係問題が、とくに小倉、門司、門司港の三駅の駅員労働に焦点を当てつつ分析されている。

本章に関して、評者は第4節までの筆者の分析と主張の内容は理解できたが、結びに当たる第5節の主張は十分に理解できなかった。編著者代表の下山房雄氏は本書「はしがき」で「第7章...（中略）...は、JR発足後10年の駅員労務管理と労働諸条件をその制度と実態において考察している。論点は、会社側と労働組合特に国労との対抗関係を軸に展開されているが、それを統合する視座は利用者・地域住民の側にある。駅員を焦点とした現場での労使の利害対立も、結局は『駅づくり』をめぐる産業政策の攻防を争点に展開されざるをえないことが主張されている」と紹介されているから、筆者の主張はこの点にあったようだ。

しかし、筆者の主張がそうだとすると、評者はなお混乱してくる。駅職場での労使の利害対立が、「産業政策の攻防を争点に展開されざるをえない」とは一体どういうことなのであろうか。国労は乗客・住民の駅改善要求を労働運動

の課題として取り上げ、運動に取り組むべきである。そうすれば、駅は利用者にとって良いものになるし、駅員労働の労働条件も改善される。また、駅員労働者は「労働を通じる自己実現および他人との類的関係の確認」が出来るようになる、と主張されているのであろうか。もしそうだとすれば、評者もその主張には賛同できなくもない。

ただし、駅や公共交通機関の改善の責を労働組合のみに負わしてよいものであろうか。JRだけでなく日本の鉄道駅のもっとも大きな欠陥は、障害者が一人ではアクセスできないことにある。「障害を持つアメリカ人法（ADA）」に象徴されるように、欧米では公共交通機関の施設改善は、市民的平等の実現として行政上の課題でもある。障害者が単独で利用できる駅というのは、構造上、ソフト上の問題が基本的に解消されているわけだから、一般利用者にとっても使い勝手のよい駅なのである。したがって、本書200ページの第3パラグラフで筆者が主張していることの方こそ筋違いであって、こうした問題は国会議員も積極的に取りあげるべき事柄であると評者は考える。

第8章では、JR発足時の国労所属組合員の採用差別問題を論じている。国策として実行された国鉄分割・民営化の過程で、労働組合の弱体化を目的として、国労・全動労組合員を中心に大量の採用差別（不当労働行為）が発生したが、本章はその経緯と実態、不採用者の救済法理などを検討し、その不当性、違法性を明らかにしている。本章の論点・主張については、筆者も概ね同感である。採用差別問題は事件発生から12年以上たった今日でもなお解決されていない。その一日も早い解決が望まれる。

最終の第9章では、JR発足以降のJRによる労働者の賞与・昇給差別問題が論じられている。

筆者は、まず、地方労働委員会命令や地方裁判所判決の分析を通して、国鉄の分割・民営化以降の賃金差別問題について、JR会社において「社内の苦情処理機構も働かず、労働委員会、裁判所の『不当労働行為』認定の命令、判決も殆ど死文と化して、懲罰処分の減給が反復されている」現状を明らかにしている。そして、筆者によれば、今日段階の日本には、賃金表はなく定期昇給とベアも未分離な中小企業に典型的な「総合決定給的年功賃金」、戦時の生活扶養賃金と戦後の電産型賃金を源流とする、企業対抗的な労働組合が存在する分野にある程度残存する「年齢給的年功賃金体系」、官公部門で支配的な「職務職階給的年功賃金」、職能区分ごとの賃金表があり、かつ年々の昇給に成績査定がある、民間大企業に典型的な「職務給的年功賃金」の四つが併存しているが、「JRの現在の賃金管理は、従来の民間大企業の少数への長期累積的差別、多数への短期的には成績差別・中長期的には平均的処遇といった構造を一つの極端にまで推し進めた」わが国でも前例をみない特異、極端なものであると指摘している。

管見によれば、JRの賃金管理の特徴をかくもするどく析出したのは、筆者が初めてであろう。国鉄の分割・民営化は、どうやらとんでもない専制的企業を創り出してしまったようだ。

最後に、失礼であるということを承知の上で申し上げれば、本書は体系性という点でも、提起された論点の展開という点でも完成度の低い作品だと評者には感じられた。その点で、是非、続編を編まれることを期待したい。

(下山房雄・山本興治・澤喜司郎・香川正俊編著『現代の交通と交通労働』御茶の水書房、1999年1月刊、x+287頁、定価(本体4,000円+税))

(あべ・せいじ 関西大学商学部教授)

濱野一郎・遠藤興一編著

『社会福祉の原理と思想』

主体性・普遍性をとらえ直すために』

評者：岩崎 晋也

1 はじめに

社会福祉の領域で、学生向けの概説書は多数出版されている。しかし社会福祉の原理や思想をテーマとした本は少ないといえよう。その点で、「入門書ないしは概説書として標準的なもの」を出版意図とした本書の試みは評価されなければならない。だが、現在の社会福祉学の状況は、現実の制度改革の跡付けにエネルギーを割かれ、本質的な思想や原理の議論がいささか低調であることは否めない。

戦後の我が国の社会福祉研究には、社会福祉の本質論争といわれる「政策論」と「技術論」の対立の時代があった。その論争は、確かに「不毛な論争」と呼ばれても仕方ないほど論争自体の生産性は低かったが、それぞれの立場から社会福祉の体系的理解を図ろうとし、社会福祉の本質探求への関心が高かった。しかし1970年代半ばの高度経済成長の終焉と同時に起きた「福祉見直し」以降は、社会福祉の本質論争の棚上げ化が起き、政策解釈と援助技術に二分化された状況が続いているのである。近年、こうした閉塞状況を打開すべく「パラダイム転換」が社会福祉学会でもキーワード化されている。しかし新たな「パラダイム」は未だその姿を見せていない。

本書は、こうした社会福祉の状況にあって、これまでの議論を整理するとともに、それぞれの分担執筆者の視点から今後の課題と展望を明らかにしようとしている。その結果、編者自身があとがきで述べているように、「それが思想内容にかかわるだけに、各執筆者間の調整が難しく、形式的なこと以外は一切行わず、当初の意図からは若干ずれるような結果」となっているが、致し方ない選択であったのではないだろうか。本書評では、各章の内容を紹介するのもとより、各分担執筆者が記した課題と展望を整理することで、近年の「パラダイム転換」の議論が目指している方向性を探ってみたい。

2 本書の概要

本書は10章構成となっている。第1章「福祉国家と福祉社会」(濱野一郎)は序説として位置付けられている。本章では、社会福祉を広く社会保障ととらえナショナルミニマムの現代的意義を述べている。さらに、福祉国家を超えるものとして位置付けられた福祉社会へ向けた展望とその課題を論じ、全体の課題の中での各章の位置付けを行なっている。その要点は、第一に、女性・児童・在日外国人・障害者・ホームレスなどが抱える現代の生活問題の再考である。第二に、そこから導き出される「人権」の視点であり「自己実現」の要請である。第三に、福祉とコミュニティの関係性の問題である。

第2章「思想史としての社会福祉」(遠藤興一)は、これまでの社会福祉の人物史研究が、顕彰的人物論に傾きがちであり、その人物が置かれた社会的状況とその思想との「アンビヴァレントなもの」の止揚としての実践の意義が見落とされていると指摘している。その上で石井十次、留岡幸助、賀川豊彦、小河滋次郎、志賀志那人、岡弘毅といった明治から昭和にかけて活躍した社会福祉の実践家を紹介している。最後に、思想史研究に必要な視点として、その人

物が活躍した「場」という空間的な視点の重要性を述べている。

第3章「戦後社会福祉理論の系譜」(田中治和)は、まず戦後社会福祉理論の類型化と系譜を大別し、その上で孝橋・岡村から三浦に至る10名の代表的理論の概要を述べている。最後に今後の課題として、先行理論の文献研究にとどまらず、蓄積された実践に対して、「社会福祉(学)独自の人間観に基づく対象論と『利用者から学ぶ』視点からの方法論の考察が不可避」であると述べている。

第4章「社会福祉政策の動向と理論的視角」(松井二郎)は、「福祉見直し」以降の政策動向を、「経済的なもの」「社会的なもの」「政治的なもの」の三つの視点から分析している。そして総合的な視点から近年の政策動向を分析すると、民営化や効率化といった「経済的なもの」の新たな変化に合わせた社会福祉政策の再編を基本方向としつつも、その軌跡はジグザグな蛇行的軌跡をとっており、そこに「社会的なもの」の政策への反映と「市民型福祉」の創出の可能性を見出している。

第5章「ノーマライゼーション・共生と社会福祉」(中野敏子)は、社会福祉の「パラダイム転換」のキー概念として「ノーマライゼーション」と「共生」を位置付けている。しかし「ノーマライゼーション」は、一つの外圧として我が国に提起されてきたのであり、糸賀一雄の思想に見られる土着の「共生」という思想との関係性が問題であると論じている。まず「ノーマライゼーション」を、優生学思想に代表される「近代のひずみ」を乗り越えようとして発生した側面を強調し、単に「マジョリティへの適応」を促す「同化」ではなく、「異化」を容認する「多元主義的」側面に、「パラダイム転換」の要素を見出している。その上で、我が国のこれまでの「共生」思想が、「同化」の側面を強調す

る実践思想であった点を指摘し、そのギャップを埋めるためには、外来の思想を「当然の思想」として「専門職主導」で位置付けるのではなく、「異化」としての文化の生活意識化を方向づける原理・実践が不可欠であると述べている。

第6章「自由・平等・人権主体としての社会福祉」(北川清一)は、まず社会福祉における援助活動の概念の変化を追いながら、援助を働きかける側とその働きを受けとめる側との関係は、いつの時代であっても、働きかける側の意図や立場が重視されてきたと分析している。しかし近年重視されてきた「参加」の概念に見られるように、被援助者を社会福祉の客体としてではなく、新しい制度を創出する主体に転換する動きがある。そうした動きに呼応する援助とは、「援助する」といった一方的な関係ではなく、双方の対等な信頼関係に基づいて、結果的に利用者にとって利用するだけの意味があった「援助となる」活動に変化しなければならないと述べている。

第7章「自立・自己実現の主体としての社会福祉」(谷口政隆)は、社会福祉がマスローやロジャースの「自己実現」概念から影響を受けながらも、その思想の具体化に立ち遅れている面を指摘し、エンパワーリング・プロフェッションとしての社会福祉の方向性を描き出している。まず「自己決定」「参加」「市民権」「消費者(主義)」という原則が、経済的・政治的に無力(パワーレス)な人々にとっては効果がないか、または成立し得ない状況がある点を指摘して、社会福祉実践が単なる「相談」を超えて、エンパワーメントに向わざるを得ないと述べている。その上で、エンパワーメントの実践には、制度の変革やコミュニティの創生といった政治的エンパワーリングが欠かせないと述べ、コミュニティワークの手法としても、従来の住民すべての合意形成を促す「小地域合意形成モデル」

から、特定のクライアント・グループの限定的な利益を促進することを追求する「集団アドボカシー・モデル」、さらにはよりラディカルに権力の再分配を目指す「対立・葛藤モデル」の必要性を述べている。

第8章「地域福祉の思想としての『住民主体』」(柴田謙治)は、まず「1962年社会福祉協議会基本要綱」で組織原則とされた「住民主体」が、「アメリカのコミュニティ・オーガニゼーションの直輸入」ではなく、戦前の「公私の関係者主体」の社会事業が国民に定着しきれずに戦時厚生事業へと屈折したことの反省に立つものと位置付けている。その上で、半官半民的な性格を有する社会福祉協議会が、「住民主体」の組織原則と、行政、社会福祉協議会の組織構造がもたらすジレンマの中で、イデオロギーを超えた地域組織化実践を行なった点に着目する。最後に昨今のケアマネジメント論が、社会福祉協議会を位置付け直すという風潮に対して、これまでの地域組織化実践の理論的検討が不十分なままでは、安易に「理論」の接ぎ木になるのではないかとの懸念を表明している。

第9章「ボランティアと社会福祉」(土志田祐子)は、社会福祉においてボランティアの議論の曖昧性が有する問題点を以下の3点に分けて指摘している。第一に、ボランティアの理論上の問題として、西洋のボランティア研究が宗教的思想に偏っていたとし社会学の行為論による分析を紹介し、その本質を権力からの自律性に基づく社会性・連帯性であるとしている(義務や義理の強制的な相互扶助や有給の仕事は除外される)。第二に、こうしたボランティアの本質に照らして、現状のボランティア・アクションが異質な要素(職業組織化・運営の官僚化・営利化など)を取り込んできており、ボランティアの同志的集団の要素が薄められている。第三に、地域におけるボランタリ

ズムの役割を、「住民参加」や「主体性」の観点から捉え、「公」と「私」の間にある「公共」の問題として位置付け、「自治型地域福祉論」を紹介している。

第10章「宗教における社会福祉」(豊福義彦)は、社会福祉実践の思想的基盤をヒューマニズムととらえ、特に明治以降が国においても大きな影響力を与えたキリスト教的ヒューマニズムに焦点をあてて、明治・大正期の実践とその思想的基盤を紹介している。

3 社会福祉のパラダイム転換の方向性

以上、本書の内容を紹介してきたが、内容は多岐に渡っており、すべての分担執筆者の問題意識に論及することはできないが、いくつか共通する課題を取り上げ、本書が示唆するパラダイム転換の方向性を検討してみたい。

第一に、社会福祉の人間観の転換である。本書の主に6・7章に関わるこの問題は、近代が創り出した「自立・自己決定できる主体」という人間観、そしてその裏返しとしての自立・自己決定できない主体としての被援助者という人間観を転換することを志向している。福祉国家の弊害の一つは、専門職主義である。そしてこの弊害を生み出した一つの要因は、社会福祉の援助者がこうした近代の人間観から脱却できなかったことであろう。本書では、そこから脱却する方向性を、「参加」や「エンパワーメント」に求めている。しかし谷口が指摘している様に、政治的エンパワーリングが伴わなければ、単なる社会福祉の援助関係上の問題に矮小化されてしまうであろう。そしてこの政治的エンパワーリングに向かうには、社会福祉の社会観の転換が問題となるのである。

第二は、社会福祉の社会観の転換である。本書の主に4・5・7・9章に関わる問題は、合意形成の基盤となる社会をどうとらえるのかという問題である。福祉国家は、19世紀末の集合

主義の時代に、その基盤が創り出された。国民という等質性を仮定された単位を基盤に、生活の質の平等を図ろうとしたのであり、「あるべき状態」に関する合意なしには成立しえなかった。しかし現代においては、等質性の仮定、国民という単位の取り方、「あるべき状態」に関する合意のいずれもが、疑問視されているのである。本書で述べられている「市民型福祉」、「異化」としての文化の生活意識化、「対立・葛藤モデル」、「自治型地域福祉論」はいずれもこの問題に関する新たな方向性を模索するものと言えよう。だがこれらの方向性は、問題性の捉え方の力点の違いによって、相互に対立点を有していると言えよう(例えばグループ間での合意形成の可能性の有無など)。そしてこの論点は、中野や柴田が指摘するように、外来の思想が我が国の実践の中で検証されていく過程なしには深めることはできないのである。

第三は、社会福祉の原理への探求である。本書の主に2・3・5・8章に関わる問題は、社会的な問題の解釈から解決への過程を理論化する際に常に付きまとう問題である。原理や思想という形而上の問題と、風土や文化、歴史性、さらには実践との乖離を、どう乗り越えて実践理論を形成するのか。この点を考えれば、社会福祉のパラダイム転換は、外来の思想の輸入だけではなされず、それを支持する新しい社会運動や実践なしには起こり得ないと言えよう。

実際、イギリスのSocial Policy Associationが監修した“The Student’s Companion to Social Policy”⁽¹⁾では、新しい社会運動として、フェミニズム、反人種主義、障害者運動、環境保護主義などが、社会(福祉)政策に与えた理論的問題が紹介されている。現在の我が国の社会福祉が抱える理論的閉塞状況を打ち破るためには、運動・実践への研究者のさらなるコミットメントが求められている、というのが本書を読

んだ評者の最も印象に残った感想である。

(1) Alcock, P., Erskine, A. & May, M.(eds.), 1998, *The Student's Companion to Social Policy*.Blackwell.

(瀆野一郎・遠藤興一編著『社会福祉の原理と思想 主体性・普遍性をとらえ直すために』岩崎学術出版, 1998年3月, iii + 195頁, 定価本体2800円 + 税)

(いわさき・しんや 法政大学大原社会問題研究所助教授)

井戸正伸著

『経済危機の比較政治学』

日本とイタリアの制度と戦略』

評者：五十嵐 仁

はじめに

このところ、久米郁男『日本型労使関係の成功』など、政治学研究者の手による日本の労働政治や労使関係についての研究が目立つ。本書もそのような流れのなかに位置づけることのできる一冊だといえる。

ただし、本書には、類書にない特徴がいくつかある。第1に、表題が「経済危機の比較政治学」となっており、副題が「日本とイタリアの制度と戦略」となっているように、「比較政治学」の立場から「日本とイタリア」を論じているという点であり、第2に、第1次オイルショック後の「経済危機」、つまり1973年から86年までの13年間という短い期間を扱っており、対象としている時期が限られているという点であ

る。第3に、比較分析を行う方法として「ゲームの理論」、特に「繰り返しゲーム」と「入れ子ゲーム」の理論が、両国の経済パフォーマンスの違いを説明するためのキー概念として用いられているという点である。

本書の構成

本書は、まず冒頭に、イタリアと日本の制度と戦略を概括的に検討し、「議論の概要」と「本書の構成」を示した「序論」がおかれている。これは「第1章」とされているが、全体の導入部に当たるので「序章」とした方がよかつただろう。

このあとは大きく二つに分かれ、第1部は理論編で、第2部は実証編である。第1部第2章では、コーポラティズムと経済パフォーマンスに関する研究を中心に、これまでの研究がレビューされ、著者の仮説が提示される。第3章では、日伊両国で石油危機後の経済パフォーマンスの違いが生まれたのは、労使間妥協がイタリアでは失敗したのに日本では成立したためであり、それは、両国の労働市場制度と労働の利益集団システムが異なっているからだとされる。この相違を説明するために用いられているのが石油危機後の賃金交渉を囚人のジレンマとする繰り返しゲームの理論である。ただ正直に言えば、このようなゲーム理論による説明が何故必要なのか、それによらなければ著者が提示するような結論が導けないのかについては、疑問が残る。

第2部は5つの章に分かれ、最初の二つの章は第1次石油危機へのイタリアと日本の対応を扱い、次の二つの章は同様に第2次石油危機への対応を扱っている。そして、最後の第8章で結論が述べられている。

このように本書は、2度の石油ショックに際しての日本とイタリアの「異なる危機管理の試

み」とその結果としての「対照的な経済パフォーマンス」が何故生じたのかという点に焦点を合わせ、ゲームの理論を用いつつ「労働市場制度と利益集団システムが両国の経済パフォーマンスの分岐をもたらしたことを説明」しようとする、大変意欲的な作品である。ただし、評者には本書を包括的に論評する力量もイタリアについての専門的な知識もないので、主として日本に関わる部分について感想を述べることにしたい。

なお、著者の次のような主張は、基本的に正しいと思われる。以下で示される本書への疑問は、著者の主張を基本的に受け入れた上での部分的な疑問であるということを、あらかじめお断りしておきたい。

「日本では、女性が労働市場において積極的な位置づけを与えられていない。また、日本は先進工業国のなかで最も賃金格差が大きい国である。さらに、労働市場がほとんど存在していない日本において大企業の常用労働者は実質的な選択肢がなく、企業に『閉じこめられ』ている。これらの要因は、他の先進産業諸国の労働運動とくらべて、企業別組合にもとづく日本の労働運動のパワーをきわめて弱いものとしている。とくに、石油危機以降、日本の労働組合のパワーは時間が経過するにしたがい、さらに弱くなっていった。」(23頁)

経営者による「先制攻撃」説への疑問

まず、経営者の「先制攻撃」という言い方に対する疑問である。著者は次のように述べている。

「日本では1950年代に、パワーを回復した経営者が労働者への『先制攻撃』として、大企業の基幹労働者に日本の労働市場制度（年功賃金および終身雇用）を与え、企業別労働組合を奨励した。」「この日本の経営者の『先制攻撃』は、

実際に石油危機の際に、労働組合の自発的な賃金抑制という大きな成果をもたらしたと考えられる」(16頁)。

ここで主張されているような、いわゆる日本の経営の「三種の神器」が、経営者の「先制攻撃」として「1950年代に」「与え」られ「奨励」されたという解釈は正しいのだろうか。さしあたり、3つの点で、疑問を提起しておきたい。

第1に、このような解釈は、現実の歴史的経過に照らして正しいのかという点である。たとえば、年功賃金は第一次大戦後から大企業などで実施されており、終身雇用制も第一次大戦から昭和初期にかけて民間大企業や官公庁で形成され、戦後、激しい解雇撤回闘争が戦われた50年代を経た後に、高度経済成長の下で一般化する。企業別組合も、戦前に一部で結成されており、戦後の組合結成期に急速に拡大したものである。

このように、著者の主張は、歴史的事実に対して反しているように思われる。少なくとも、再解釈を行うのであれば、これらについてのこれまでの研究史をもう少し検討し、新たな事実の提示や解釈の根拠を示すべきではないだろうか。

第2に、このような解釈は、経営者の主体性・能動性を高く評価しすぎであるように思われる。労働市場制度にしても、経営者による「攻撃」だけで今日のような形になったと考えるには無理がある。たとえば、年功賃金については、60年代において経営者は、年功的部分を減らして能力主義管理を導入しようとするが、労働者の抵抗によって、年功的部分は生き残る。終身雇用にしても、経営者が自ら進んでこれを制度化したわけではない。まして、「戦後、経営者が採った戦略の帰結として企業別組合が登場したと論じる」ことはできない。

第3に、このような解釈は、逆に、労働者の役割や労働運動の成果を不当に低く評価するこ

となる。「電産型賃金」としてよく知られる年功的・生活保障的賃金の拡大に果たした電気産業労働組合の役割、年功ではなく能力主義を導入しようとした経営者に対する労働組合の抵抗、解雇に消極的な経営者の態度を生み出した50年代の激しい解雇撤回闘争、事業所別・企業別に団結することによって、短期間に幅広い労働者を組織化した戦争直後の組合結成運動など、これらはいずれも、経営者ではなく労働者の側からの取り組みによって実現したものであり、労働運動の成果である。

つまり、「三種の神器」は、経営者による「先制攻撃」によって一方的・意識的に導入されたものではなく、労使の対抗のなかで事後的に形成されてきたものだといえる。そこには、経営者の思惑もあれば、労働者の要求もあるだろうが、そのどちらかによって一方的・意識的に導入されたかのような解釈は、ある種の歴史の偽造になるのではないだろうか。

もちろん、このようにして事後的に形成されてきた労使関係が、石油危機に際して経営者側に有利に作用したことは明らかである。しかし、それはあくまで結果的にそうなったのであって、「先制攻撃」によるものではない。

本書の仮説と結論への疑問

第2の疑問は、本書の仮説と結論に関するものである。著者は、「本書で筆者は2つの仮説を提出する」として、「先進産業諸国では、労働市場制度と労働の利益集団システムが、経営者が労働者の『半自発的忠誠』をひきだすメカニズムとして機能している」、「労働組合が組合員の経済的利益のみを追求する戦略を採る時、労働組合が労働者全体の利益を追求する戦略を採る時とくらべて、労働組合の交渉力は弱くなり、賃金水準は低くなる」としている。そして、「本書の議論は、労働市場制度と労働

の利益集団システムが、労働運動のリーダーシップをめぐる労働組合間のあらしい……における労働組合の戦略と時間選好率を決定し、ひいてはその国の経済パフォーマンスを決定するというものである」と要約している。

このような点での違いが、イタリアと日本の経済パフォーマンスの違いを生んだというのだが、ここでも疑問がある。

第1に、このような日伊の違いは「より詳しくみると第2次石油危機の後に拡大した」(35頁)もので、それは79年3月から90年3月までのせいぜい11年間を対象とするにすぎないということである。この短い期間について妥当する議論がどれだけ一般性を持ちうるのか。本書で分析されている「制度と戦略」は、第2次石油ショック後の「経済危機」乗り切りにみられる両国の違いであって、そこから日本の政治経済システムの一般的なパターンがどこまで明らかに行けるのだろうか。

第2に、このような日伊両国の経済的パフォーマンスの違いは、90年代に入って逆転する。日本は長期にわたる「90年代不況」に見舞われるが、逆にイタリアは1980年代以後、新しい経済発展を実現する。しかし、本書の記述は89年の「官民統一」による新「連合」の誕生で終わっており、本文のなかではこの経済的パフォーマンスの逆転現象にはほとんど触れられていない。

結論に関しては、著者が「コーポラティズム論」に代わる「新しいモデル」として提示しているのが、「分権型コーポラティズム」だということも疑問である。「本書では、1975年以後の企業レベルにおける自発的に強制された分権的協力にもとづいた日本の政治経済システムを、分権型コーポラティズムと呼ぶ」(222頁)と書いてあるが、「コーポラティズム論」に代

わる「新しいモデル」が「分権型コーポラティズム」論？「分権型コーポラティズム」は「コーポラティズム」ではないのだろうか？

このほかにも疑問点がある。例えば、最近出した『日本の人事査定』という著書のなかで、遠藤公嗣は「査定制度は、日本企業の中核的な人事管理制度として、さらには、日本企業の優れた業績の根拠をなす制度として、注目される」と述べているが、石油ショック後の日本企業の良好なパフォーマンスを分析する場合にも、「半自発的忠誠」に言及する場合でも、「査定制度」は全く注目されず、日伊の比較も行われていない。この点で、著者の研究には欠落があるように思われる。

また「半自発的忠誠」との関連では、「60年代高度成長期」にほとんど注目していないという点も特徴的である。渡辺治は「60年代高度成長期には、企業は、労働者の旧来の団結を解体し、労働者個人を昇給・昇進をめぐる競争に追い込むことに成功し」（渡辺治『企業支配と国家』青木書店、1991年、66頁）たと書いている。これを援用しつつ、評者も「技術革新 年功的熟練・自立的作業集団の解体 昇格・昇進管理の厳格化 小集団活動による「自発性」の吸引 企業との運命共同体意識の形成 労務管理機構と労働組合組織との融合という変化」（拙著『政党政治と労働組合運動』御茶の水書房、1998年、253頁）について指摘したことがある。このような、60年代高度経済成長の過程で生じた変化について、著者はほとんど注意を払っていない。これも本書に欠落している論点であるように思われる。

その他の誤りや疑問

このほか、本書には、「1950年代に急速に組織化が進んだ」「労働者の小さな部分を占めるにすぎない常用労働者」「（経営者は）日本的賃

金決定制度を与え」（経営者は）企業別組合を奨励」など、誤りや疑問を含む叙述が多くある。

さらに、「無限繰り返し囚人のジレンマ・ゲーム」の前提について、「労働組合のトリガー戦略」として「一回でも企業が雇用削減（C）を実行すれば、その後、大幅賃上げ（D）を実行し続ける」と述べているのも疑問である。「企業が雇用削減を実行する」ことは、経営者の側の選択によって可能だが、これに対抗して労働組合が「大幅賃上げを実行する」ことは、組合の側の選択によって可能なのだろうか。

企業の側は、労働者の首を切ろうと思えば切れるが、組合の側は大幅賃上げをしようと思ってもそう簡単に賃上げを実現することはできない。このような質の異なることがらを、同等のものとして対比することができるのか。このような疑問は、力の異なる非水平的権力関係において、ゲームの理論がどこまで妥当しうのかという根本的な疑問に結びつかざるをえない。

最初に理論的枠組みがあって、それに現実を当てはめて再解釈し、合致しない事実については無視ないし軽視するという傾向が、本書にはあるように思われる。現実を説明するために理論を用いているのか、理論の正しさを証明するために実証しているのか。本書読了後、この疑問は消えることなく今も続いている。

なお、スペースの制約のため、いささか舌足らずになった。本書へのより詳しい論評については、私のホームページ（<http://oisr.org/iga/home.htm>）をご覧ください。

（井戸正伸著『経済危機の比較政治学 日本とイタリアの制度と戦略』新評論、1998年12月、229頁、3200円＋税）

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授）